

入札保証金について

入札に当たっては、

- ① 入札保証金を納付する。又はこれに代わる担保を提出する。
 - ② 入札保証保険に加入し、その証書を提出する。
 - ③ 過去2年以内に履行した同種・同規模の契約の2件以上の履行証明書を提出する。
- の3通りのうちいずれかが必要となります。

上記いずれの方法においても、**令和8年7月24日（金）14時00分までに福岡県庁保護・援護課保護医療係に納付又は提出**する必要がありますが、貴社がどの方法を選択されるのか事前に確認させていただきたいので、**令和8年7月22日（水）17時00分までに、入札保証金等について、上記①～③のうち、どの方法を選択されるか電話にて連絡してください。**

なお、履行証明書を提出する場合、「同種の契約」にあたる条件は次のとおりです。

- ・ 官公庁（本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む））の発注案件であれば可能です。ただし、都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可です。また、民間発注の案件は証明として使えません。
- ・ 同規模の契約とは、当該入札に係る見積金額（税込み）の**20%**に相当する金額より高い金額であれば差し支えありません。

注意点

- ・ 入札保証金の納付を希望される場合は、入札保証金受け入れの準備をする必要がありますので、納付のための来庁の際は、事前に保護・援護課保護医療係までご連絡ください。
- ・ 入札保証金の納付の際に、委任状を持参されれば、代理人の私印で手続きが可能です。
- ・ 入札保証金は入札しようとする金額の税込み金額の**5%以上**です。小切手の場合は、銀行が振り出し又は支払保証をしたものに限りません。
- ・ 履行証明書を提出される場合、発行されるまでに相当の期間を要することが予想されますので、早めに手続きをされるようにしてください。
- ・ 履行証明書を選択される場合は、証明書を提出してください。なお、確認の結果証明に該当しない場合もありますので、証明書を事前に FAX していただくことをお勧めいたします。
- ・ 入札保証保険に加入し、その証書を提出する場合（金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上）は、保証期間は、入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

連絡先 福祉こども政策部保護・援護課保護医療係 松浦・永淵

電話 092-643-3295

FAX 092-643-3306